

令和6年度新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯への 物価高騰重点支援給付金(10万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- 令和6年度低所得化世帯（新たな住民税非課税・均等割のみ課税世帯）に対する物価高騰重点支援給付金 (1世帯あたり10万円) は、低所得者世帯を支援する新たな給付金です。
- 対象となる世帯に属する平成18年4月2日以降に生まれた児童に対して、1人あたり5万円を加算して給付します。(こども加算)
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 提出期限は、令和6年10月31日(木)(消印有効)です。

給付金の支給額

- ・ 1世帯あたり 10万円
- ・ 児童1人あたり 5万円

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和6年6月3日現在(基準日)において、印西市の住民基本台帳に記録されている方で、下記のいずれかにあてはまる世帯

- 「**住民税非課税**」の世帯
- 「**住民税均等割のみ課税**」の世帯
- 「**非課税と均等割のみ課税**」の世帯

※ただし、令和5年度非課税世帯・均等割のみ課税世帯給付金の対象世帯(未申請・辞退を含む)と同一の世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯や、住民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たしません

市から確認書が届きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和6年6月3日時点で印西市に住民登録のある世帯の世帯主へ確認書が送付されます。

詳しくは「I」「II」へ

給付金の支給手続き

給付金を受け取るには、**手続きが必要**です。

I 令和6年度低所得化世帯への給付金

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から印西市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。中身を確認して必要事項を記入し、市に**返送してください**。

世帯全員、または世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 課税状況が把握できないため、確認書が届きません。
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市コールセンターに、直接または郵送でご提出ください。



↑市ホームページ

II こども加算

- 原則、Iの手続き以外は不要です。
- 基準日の翌日以降に生まれたこどもや、別世帯だが扶養している児童がいる場合は、Iの手続きに加え、**こども加算の申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市コールセンターに直接または郵送でご提出ください。



物価高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

印西市物価高騰重点支援給付金コールセンター（印西市役所 3階）

受付時間 8:45~17:00（土日祝を除く） **050-5805-3817**

一人暮らしの学生の皆さまは 必ずご確認ください！

同封の「令和6年度低所得化世帯に対する物価高騰重点支援給付金支給要件確認書（以下、「確認書」）」は受給の可能性のある方に対して送付しておりますが、「住民税均等割が課税されている、他の親族等の扶養を受けている世帯は除く」となっております。

このため、以下の場合は受給できませんのでご注意ください。

「住民税均等割が課税されている扶養親族が令和6年度の税法上の扶養親族としてあなたを認定している。」

※必ずご家族に確認してください。

扶養親族に認定されている場合は支給対象外となりますので、「確認書」の提出は不要となります。

万一対象外の方が受給された場合は、給付金をお返しいただくこととなりますのでご注意ください。